

中間案からの修正点について

章	中間案		最終案		備考
第2 基本的理念と基本方針	No.1	本計画の期間である平成31年4月からの5年間においては、各地域における実情や課題を把握しながら、第2期計画において実施した取組に関する実績や効果検証を踏まえ、より効果的かつきめ細やかに各種施策を実施することとします。	P4	本計画の期間である平成31年4月からの5年間においては、各地域における状況や課題を把握・共有しながら、第2期計画において実施した取組に関する実績や効果検証を踏まえ、より効果的かつきめ細やかに各種施策を実施することとします。	第3回審議会 文言修正
	No.2	また、既に多文化共生施策に積極的に取り組んでいる地域にあつては、外国人県民のニーズ等に応えながらその取組をさらに発展できるよう、全県的な理念啓発、先進的な取組や広域連携による他地域の取組支援などの施策の推進に努めます。	P4	また、既に多文化共生施策に積極的に取り組んでいる地域にあつては、外国人県民のニーズ等に応えながらその取組をさらに発展できるよう、全県的な理念啓発や先進的な取組を行うとともに、他地域に取組を展開できるように広域連携などの施策推進に努めます。	文言修正
第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題	No.3	また、平成30年6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる骨太の方針が閣議決定され、外国人材の受け入れを促進するため、新たな在留資格を創設することとされました。（※今後の動向等を注視し、適宜文言を修正）	P14	また、平成30年12月8日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が可決し、新たな在留資格が創設されました。また、法務省の入国管理局を格上げし、新たに出入国管理庁を設けることとされました。	文言修正
	No.4	東日本大震災における対応が検証される中、日常からの地域住民とのつながり、「共助」の重要性が改めて指摘されています。	P15	防災意識の向上や災害への備えが求められる中、日常からの地域住民とのつながりは非常に重要です。	文言修正
	No.5	また、ICT（情報通信技術）やスマホアプリなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。	P16	また、ICT（情報通信技術）やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。	文言修正
	No.6	また、訪日外国人観光客を受け入れる視点なども取り入れることで、さらなる相互理解の促進にもつながります。	P20	また、インバウンドの視点なども取り入れることで、さらなる相互理解の促進にもつながります。	文言修正
第4 施策の方向性と事業の取組方針	No.7	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村、関係機関が協働するとともに、各行政機関内部においても多文化共生を推進するための体制を整備します。 行政機関、事業者、関係機関が協働して多文化共生の地域づくりに取り組むための推進体制を整備します。 	P22	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村、関係機関が協働するとともに、各行政機関内部においても多文化共生を推進するための体制を強化します。 行政機関、事業者、関係機関が協働して多文化共生の地域づくりに取り組むための推進体制を強化します。 	文言修正
第5 計画推進のために	No.8	国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民が多文化共生の理念を更に理解し、地域社会や職場、学校、家庭などのあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めます。	P36	国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民が多文化共生の理念を更に理解し、職場、学校、自治会、家庭などの地域社会におけるあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めます。	市町村
	No.9	また、市町村と関係機関による多文化共生の取組の促進・支援を行うとともに、関係機関のコーディネートを図りながら県全体の多文化共生を推進するための体制を整備します。	P36	また、市町村や関係機関が実施する多文化共生の取組等について、地域の実情を踏まえ、的確な支援を行うとともに、関係機関の調整を図りながら県全体の多文化共生を推進するための体制を強化します。	市町村